

福岡自治研修センター駐車場管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡自治研修センター（以下「研修センター」という。）の駐車場の管理運営に関し必要な事項を定め、駐車場の適正な管理及び円滑な運営に資することを目的とする。

(駐車場の種類及び区分)

第2条 駐車場の種類は、来客者駐車場、障害者等専用駐車場、研修員等駐車場及び職員等駐車場の四種類とし、それぞれの区分は別図に示すとおりとする。

(管理及び運営)

第3条 駐車場の管理及び運営については、福岡県職員研修所長（以下「甲」という。）が福岡県市町村職員研修所長（以下「乙」という。）と協議のうえ行うものとする。

(来客者駐車場)

第4条 来客者駐車場を使用できる車両は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 県、市町村及び国の出先機関等の公用車
- (2) 講師等の使用車両
- (3) 甲又は乙が特に認めた車両

(障害者等専用駐車場)

第5条 障害者等専用駐車場を使用できる車両は、研修開始前に障害者等専用駐車場使用 願（様式第1号）を提出し、甲又は乙から承認を受けた次の各号の（1）から（3）までに該当する者の車両とする。

- (1) 身体上に障害がある者
- (2) 妊産婦等
- (3) その他特別の理由を有すると認められた者

(研修員等駐車場)

第6条 研修員等駐車場を使用できる車両は、研修センターに研修受講のため来所した者（以下「研修員等」という。）の車両とする。

(職員等駐車場)

第7条 職員等駐車場の使用ができる車両は、次の各号の一に該当する者の車両とする。

- (1) 福岡県職員研修所又は福岡県市町村職員研修所に勤務する職員の車両
- (2) 研修センターの施設の維持管理等の業務に従事する民間業者の車両
- (3) その他甲又は乙が特に認めた車両

(駐車票)

第8条 研修員等は、駐車票（様式第2号）に必要事項を記載のうえ車両フロントガラス内側に表示しなければならない。

(研修員等駐車場の出入等)

第9条 研修員等駐車場の出入口の開放時間は、平日午前7時から午後10時30分までとし、土曜日、日曜日、休日、年末年始及び前記以外の時間は、駐車場の

出入りは禁止する。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

(損害賠償責任)

第10条 駐車場において発生した車両の盗難、破損等の損害については、甲又は乙は、賠償の責を負わないものとする。

2 駐車場の使用者は研修センター内で安全に配慮した運転に努めるものとし、駐車場使用車両による研修センター内での事故に係る損害については、甲又は乙は賠償の責を負わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、駐車場の管理及び運営について必要な事項は、甲が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

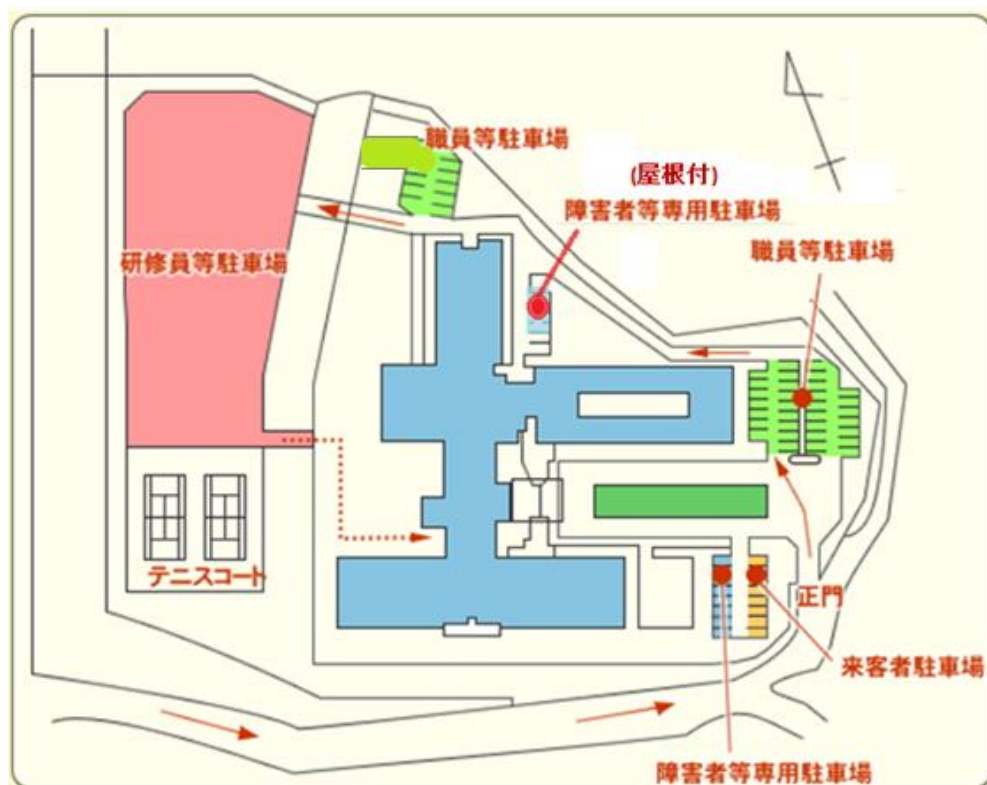
附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別図



様式第 1 号

平成 年 月 日

福岡県職員研修所長
福岡県市町村職員研修所長 殿

所属名

氏 名

障害者等専用駐車場使用願

福岡自治研修センター駐車場管理運営要綱第 5 条の規定に基づき障害者等専用駐車場の使用をお願いします。

記

研修名 及び期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
車種	車両 番号	北九州・福岡・久留米・筑豊・その他 () [] -	

1 申請理由 (該当するものに○を付けてください)

第 5 条 (1) ・ (2) ・ (3) 該当

(3) の場合の理由

()

2 申請者所属 (団体) 等連絡先

所属名・ 職名・氏名	
電話番号	

駐 車 票

研 修 名

研修期間

平成 年 月 日

～ 平成 年 月 日

所 属

氏 名

この駐車票は、駐車中必ずフロントガラスの内側に表示しておくこと。

* 駐車票は、事前に記入し持参すること。